

出席停止について

1 学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ）ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体が β -コロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る） 中東呼吸器症候群（病原体が β -コロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る） 特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型が H5N1 及び H7N9 に限る）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 咽頭結膜熱 水痘（みずぼうそう） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（※3を参照）

2 出席停止の基準

- (1) 第一種の感染症にかかった者については治癒するまで。
- (2) 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

病名	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	平均2日	発症した後、発熱の翌日を1日目として、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7～10日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	8～12日	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	16～18日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん	16～18日	発疹が消失するまで
水痘 （みずぼうそう）	14～16日	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	2～14日	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後、2日を経過するまで

- (3) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかったものについては、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 第三種のその他の感染症について

学校で通常では見られないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐため必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種のその他の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。

その他の感染症として示した疾患は、一部を例示したものであり、必ず出席停止を行うべきというものではありません。ご不明な点は保健室までお問い合わせください。

その他の感染症
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスは除く） カンピロバクター感染症
マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症
溶連菌感染症 伝染性紅斑 急性細気管支炎（RS ウイルス感染症等）
EB ウイルス感染症 単純ヘルペス感染症 帯状疱疹 手足口病
白癬感染症（特にトングランズ感染症）など